



少年サポートセンターだより



令和8年7月10日号

今回のテーマは「リベンジポルノ」についてです！

「リベンジポルノ」って？

一般的には恋人に振られた腹いせに、交際時に撮影した性的な写真や動画をSNS等を通じて不特定多数に配布、公開する行為をいいます。

【私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律】では、男女間の復讐目的以外でも性的な写真等を公開した場合は取締りの対象となります。

罰則

【私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律】（平成26年11月成立）

- 裸や下着姿の写真・動画をネットに公表したら



【3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金】

- 裸や下着姿の写真・動画を公表してもらうために人に渡したら



【1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金】



実際にこんな相談が寄せられています



付き合っていた時に、彼氏が撮影した自分の裸の写真が、別れた後、クラスのグループチャットに掲載され、瞬く間に写真が拡散されました

リベンジポルノの加害者・被害者にならないために



裸や下着姿の写真・動画は
撮らない！撮らせない！



お困りの際は、最寄りの警察署または、少年サポートセンターにご相談ください。

